

(審査体制)

1. 学位授与審査申請

学位授与申請書および関連必要書類と共に、期日までに提出された修士論文は、研究科委員会にて修得単位数(修得見込みを含む)など修了要件を満たしていることを確認した上で、当該論文に対する論文審査および最終試験を実施する審査委員会を立ち上げる。

2. 審査委員会

審査委員会は研究指導教員を主査とし、研究科委員会により選出された研究科所属教員2名を副査とする計3名の審査委員により構成する。なお、修士論文を直接指導した教員は、当該論文の審査委員には選任しない。

3. 修士学位授与の判定

審査委員会は、修士論文の審査および最終試験の結果(論文の要旨、審査結果の要旨、最終試験結果の要旨、修士学位授与に値するか否かの意見)を研究科委員会に報告する。研究科委員会では、審査委員会の報告に基づいて、学位授与の可否を判定する。

(評価項目)

修士論文

1. 当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握しているか
2. 研究課題の設定が当該研究領域において妥当なものであり、当該研究領域に貢献する内容か
3. 論文の記述(本文, 図表, 引用文献など)が十分かつ適切であり、結論に至るまで論理的な構成になっているか
4. 設定した課題の研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察がなされているか
5. 当該研究領域から見て、独創性あるいは新規性を有する論文となっているか
6. 研究の目的が達成されているか
7. 研究課題に関する文献検討が十分か
8. 今後の研究の必要性や方向性が述べられているか

最終試験

1. 研究の背景や目的が明確か

2. 研究課題に関する知識が獲得され、整理されているか
3. 研究の進め方や研究方法について吟味されているか
4. 発表は論理的に分かりやすいか
5. 健康増進に係る健康科学分野の基本概念と当該研究領域に必要な知識を修得しているか

(評価基準)

上記の評価項目すべてについて、修士学位論文として水準に達していると認められるものを合格とする。